

## 議第39号

三島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業給水条例（平成10年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第2項」を「第7条第4項」に改める。

第4条第1項中「市長の」を「三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三島市条例第23号）第4条に規定する上下水道事業の管理者の権限を行う市長（第42条及び第43条を除き、以下「市長」という。）の」に改める。

第39条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、同条第2項中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただし書」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定並びに第39条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士